

ID: 481

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第87条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) 第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置 が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が 都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、か つ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当 該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許 可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合におい ては、この限りでない。 (用途の変更に対するこの法律の準用) 第87条 2 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、第48条第1項から第14項 まで、第51条、第60条の2第3項及び第68条の3第7項の規定並びに第39条第2項、第40条、第 43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第 68条の2第1項及び第5項並びに第68条の9第1項の規定に基づく条例の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日